

議案第23号 三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年3月22日 原案可決
三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「町内に住所を有する者」の次に「（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため町内に住所を有するに至った被保険者であって、当該措置が採られた際現に他の市町村内に住所を有していたと認められる者を除く。）及び国民健康保険法第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため、他の市町村内に住所を有するに至った被保険者であって当該措置が採られた際現に町内に住所を有していたと認められた者」を加え、同項第4号中「義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以降引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在籍

する児童を含む」を「児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）」に、「扶養している義務教育終了前の」を「扶養している」に改め、同項第5号中「3歳未満」を「4歳未満」に改める。

附 則
この条例は、平成7年4月1日から施行する。

平成7年3月10日

市長 田 実 三

副市長 西 林 三

教育委員会 長 西 林 三